

山 監 第 N 3 1 0 4 - 1 9 号

平成 2 7 年 (2015 年) 2 月 2 6 日

定期監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第 1 9 9 条第 1 2 項の規定により、下記のとおり公表する。

山陽小野田市監査委員 白 川 英 夫

山陽小野田市監査委員 小 野 泰

## 記

### 1 措置の内容

別紙のとおり

平成26年度定期監査の結果に基づき又は当該監査の結果を参考として講じた措置

(健康福祉部関係)

## 1 社会福祉課

[問題点 行政財産管理について]

- ア 使用料の算定方法に不適切なものがある。
  - イ 使用許可申請に伴う事務処理に一部不適切なものがある。
  - ウ 減免措置に伴う事務処理に不適切なものがある。
  - エ 使用許可に伴う事務処理に不適切なものがある。
  - オ 使用料徴収に伴う事務処理に不適切なものがある。
- 以上、関係法令等を遵守し、適切に処理されたい。

[改善措置]

- ア ・使用料の算定にあたっては、関係法令等を遵守し、適切な事務に努めます。
  - ・誤りのあった使用料については、是正しました。
- イ ・使用料許可申請時に、会費の有無について確認し、使用料規定に即した事務に努めます。
  - ・誤りのあった記載については、是正しました。
  - ・消費税率の変更に合わせ使用許可申請書の様式を改善します。

ウ及びエ

- ・不適切であった事務処理については、関係法令等を遵守し、適切な事務に努めます。
  - ・誤りのあった決裁区分については、是正しました。
- オ ・不適切であった事務処理については、関係法令等を遵守し、適切な事務に努めます。
  - ・会計職員報告書の提出及び受領印の作製は平成27年度から対応するよう是正してまいります。